

市第16号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター	西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂 本 連	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び地区センター再整備等事業により再整備する横浜市本郷地区センターの供用開始の日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループの構成員

- 1 西区桜木町 6 丁目 31 番地
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
理事長 坂 本 連
- 2 栄区桂町 279 番地の 29
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
理事長 磯 崎 保 和

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）